

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十七年九月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（国土調査補助基準点測量）

二 測量の地域 五條市

三 測量の期間 平成二十七年九月一日から平成二十八年三月三十一日まで